

【住民基本台帳法施行令改正の概要】旧氏等の記載請求における戸籍謄本等の添付廃止について

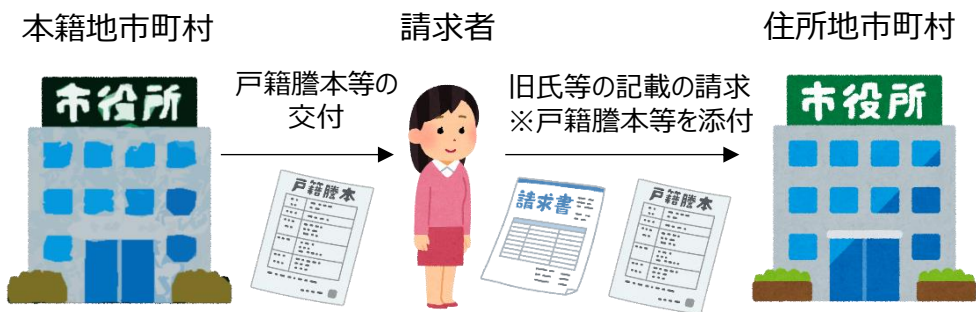
【公布・施行日】 令和7年12月10日(水)公布(同日施行)

改正の内容

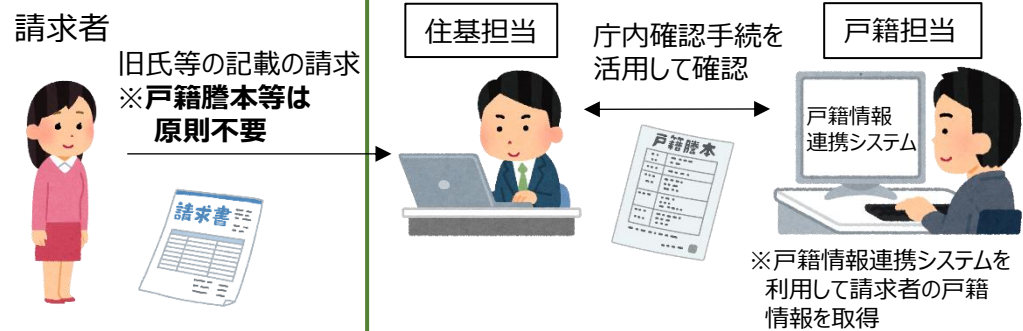
- 現行制度においては、住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名（以下「旧氏等」という。）の記載及び変更を請求する場合には、請求に係る旧氏等が記載された戸籍謄本等を添付する必要があるところ。
- 「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日）を踏まえ、市町村における戸籍情報連携システムを利用した庁内確認手続による戸籍謄本等の取得を原則とし、**旧氏等の記載及び変更の請求における請求者の戸籍謄本等の添付を原則不要**※とする。

※ 庁内確認手続によっては請求者の戸籍の情報を確認できない場合には、請求者に対して戸籍謄本等の提出を求めることを可能とする。

【現行】



【改正後】



（参考）「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）（抜粋）

- 住民票への旧氏の記載の請求（施行令30条の14第1項）等を含む住民基本台帳に関する事務の処理については、請求者及び市区町村の負担を軽減するため、以下のとおりとする。
 - ・ 同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求（戸籍法（昭22法224）118条から120条の3）の仕組みを活用することにより、旧氏に係る請求における戸籍謄本等の添付を不要とするよう、令和7年中に政令を改正する。
 - ・ 旧氏に係る請求のオンライン化が可能となるよう、令和7年中に省令を改正するとともに、市区町村においてマイナポータルに手続を登録すれば、オンラインで請求を受け付けることができる旨を市区町村に周知する。
 - ・ 同一市区町村内の公用請求を行う際の事務負担を軽減するための方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。